

令和2年7月28日

各位

学生主事

令和2年度国立高等専学校機構 後期授業料免除申請手続きのお知らせ
(1～3年) (通知)

このことについて、下記のとおり授業料免除申請の受付を行います。授業料免除を希望する学生は申請書類を郵送しますので、下記の3. 受付先へ申し込みをしてください。学生課窓口へ来室する場合は、平日8:30～17:00までとなります。

また、原則として書類申込期間外での申請書類の申し込み、及び提出期間外での受付はできませんので、期間を厳守するように注意してください。

記

1. 申請書類申込期間 **7月 28日 (火) ～ 8月 7日 (金) 17時まで**
2. 申請書類等提出期間 **10月 1日 (木) ～ 10月 8日 (木) 17時まで**
3. 受付先 学生課 学生支援係
メールアドレス：gaku-shien@matsue-ct.jp
件名：後期授業料免除申請書類希望
本文：学生番号、氏名、郵便番号、住所を記載すること。

4. 対象者

以下の①～④に該当し、かつ経済的に授業料の納付が困難であると認められる者。

- ① 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、令和2年4月から令和2年9月の間に学生の学資を主として負担している者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合。
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない学科3年生以下の者で経済的理由により納付が困難であり、かつ学業優秀で、授業料免除の基準を満たす者。
- ③ 就学支援金制度又は学内の授業料免除制度により授業料の全額が支援されない者で、令和2年4月から令和2年9月の間に、学資負担者の失職等（自己都合退職を除く）により著しい家計の急変があった場合。
- ④ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で経済的理由により納付が困難であり、かつ学業優秀で、授業料免除の基準を満たす者。

以上

問い合わせ先：学生課 学生支援係